

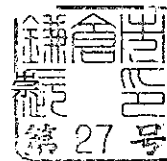
鎌倉市公告第 291 号

次のとおり、令和 8 年度鎌倉市予防接種実施医療機関の住所に変更がありましたので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 4 条に基づき、公告します。

- 1 令和 8 年度鎌倉市带状疱疹予防接種 実施医療機関の住所変更について
- 2 令和 8 年度鎌倉市高齢者肺炎球菌予防接種 実施医療機関の住所変更について

令和 8 年（2026 年）7 月 22 日

鎌倉市長 松 尾



記

	変更前	変更後（令和 8 年 6 月 15 日より）
医療機関名	鎌倉在宅クリニック	
住所	鎌倉市雪ノ下 636-10	鎌倉市材木座 2-6-8 メゾン・ド・ペンルー ジュ 107